

定 款

社会福祉法人光風会

社会福祉法人光風会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人光風会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4721番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事、職員及び外部委員の中から選任し合計3名以上で

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第23条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

91.00㎡

(5) 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字榎町4721番地、4719番地所在の
木造スレート・かわらぶき2階建 篠栗保育園園舎1棟

1階 384.73㎡

2階 112.62㎡

合計 497.35㎡

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

うちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人光風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	田 中 千 春
理 事	田 中 文 雄
理 事	岩 下 珠 子
理 事	清 水 伸 枝
理 事	檜 田 奈 々
理 事	中 村 智 史
監 事	岸 森 俊 子
監 事	大 木 傑

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

社会福祉法人光風会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、定款第40条の規定に基づき、社会福祉法人光風会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員

(評議員の選任及び解任)

第2条 評議員の選任及び解任については、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会において行うものとし、その運営については、別に定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

(評議員の改選時期)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第4条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 欠格事由の確認書
- (3) 履歴書
- (4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 第1項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があつた場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任の提案をしようとするときの手続)

第6条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（欠員の補充）

第7条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

（評議員名簿）

第8条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第3章 評議員会

（役員等の出席）

第9条 理事長及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 前項に規定する理事長以外の理事については、評議員会が必要と認める場合は、評議員会に出席しなければならない。
- 3 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事長及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 4 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者に出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

（評議員会の開催）

第10条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会からなる。

- 2 定時評議員会は、定款第11条に規定する時期に開催しなければならない。

（招集）

第11条 理事長は、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要
- (4) 定時評議員会の招集にあつては、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告

- 2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の

招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

- 3 評議員会の招集通知は、評議員会の日前の1週間前までに、第1項各号に掲げる事項を記載し、定時評議員会の招集にあつては第1項4号に掲げる書類及び財産目録を添付のうえ、書面で発出する。
- 4 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続を省略して評議員会を開催することができる。
- 5 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があつたことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(議長)

第12条 評議員会に議長をおく。

- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第13条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

- 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第9条第3項に定める者に説明させることができる。
- 3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。
- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

- (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

- (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(決議)

第14条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合のみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ② 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ③ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ④ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - (5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
 - (6) 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から互選により選任す

- る。
- 5 前条第5項の規定により、評議員会の決議の省略を行った場合の議事録は、以下に定める事項を記載して作成する。
- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 6 前5項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の変更)

第16条 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

(役員を選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第17条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 欠格事由等の確認書
- (3) 履歴書
- (4) その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 前項の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(監事を選任)

第18条 評議員会に監事を選任の提案を行う場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

(中途辞任)

第19条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任の提案をしようとする時の手続)

第21条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第22条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第23条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(施設長等)

第24条 定款第22条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

(1) 施設長

(2) (法人事務局長)

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第25条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 事業計画、予算

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 事業報告、決算

(4) 定款の変更

(5) 社会福祉施設の許認可関係

(6) 施設長等の任免その他重要な人事

(7) 基本財産の取得・処分、担保提供等

(8) 金銭の借入

(9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更

(10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約

(11) 寄附金の募集に関する事項

(12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定

- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (16) その他、日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に関する事項

(報告事項)

第26条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長の職務の執行の状況
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第27条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(理事会の運営)

第28条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

2 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事による利益相反取引等の制限)

第29条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。
- (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由

- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第30条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議)

第31条 理事会の決議は、法令又は定款の別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認したうえで決議があったものとするができる。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合のみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長の報告は省略できない。

(議事録)

第32条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ① 理事の請求を受けて招集されたもの
 - ② 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - ④ 監事が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ② 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ③ 理事会で述べられた監事の意見
 - (6) 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
 - (7) 理事会に議長が存するときは、議長の氏名
- 3 議事録には、理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印をしなければならない。
 - 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事及び監事の全員が議事録に署名又は記名押印する。
 - 5 前条第 5 項の規定により、理事会の決議の省略を行った場合の議事録は、以下に定める事項を記載して作成する。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - 6 前条第 6 項の規定により、理事会への報告の省略を行った場合の議事録は、以下に定める事項を記載して作成する。
 - (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - 7 理事会の決議に参加した理事であつて、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
 - 8 理事会の議事録等は、当該理事会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 監事による監査等

(監事の監査)

第33条 理事長は、会計年度終了後、計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供し、監査を受けるものとする。

2 監事は、前条の資料を受領した後、速やかに監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

3 前項の監査報告は、監事が第1項に定める資料を受領した日から、遅くとも4週間以内に行われなければならない。

(監査報告の内容)

第34条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

(1) 監査の日時及び場所

(2) 監査の方法及びその内容

(3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

(4) 追記情報(会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象)

(5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

(6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(8) 監査報告を作成した日

(監事による調査)

第35条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(備え置き)

第36条 第33条第1項の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第37条 定款第24条の規定により理事長が専決することのできる事項は、次のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
 - (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - (4) 工事又は製造の請負については、予定価額が1件250万円以下の契約、食料品・物品等の買入については、予定価額が1件160万円以下の契約を締結すること。また、工事請負等及び物品購入等のうち、予定価額が1000万円（※）以下で、当該実施に関し理事会の承認を得たものにつき契約を締結すること
 - (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円以下のもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
 - (6) その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件500万円未満のもの処分に関する事（法人運営に重大な影響があるものを除く）
 - (7) 予算上の予備費の支出
 - (8) 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
 - (9) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
 - (10) 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
 - (11) 職員の昇給・昇格に関する事
 - (12) 各種証明書の交付に関する事（定例又は軽易な事項は除く）
 - (13) 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）
- 2 理事長が専決することのできる事項については、その一部を施設長の専決とすることができるとし、その事項は次のとおりとする。
- (1) 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
 - (2) 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
 - (3) 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
 - (4) 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
 - (5) 臨時職員の任免に関する事
 - (6) 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
 - (7) 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円以下の契約を締結すること
 - (8) 収入（寄附金を除く）事務に関する事
 - (9) 利用者の日常の処遇に関する事
 - (10) 利用者の預り金の管理に関する事

(11) 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）

(12) その他定例又は軽易な事項

（専決の報告）

第38条 理事長及び施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長の自己の職務の執行状況として理事会に報告しなければならない。

2 施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。